

1 計画の位置づけ

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」、益田市男女共同参画推進条例第9条に基づく「男女共同参画計画」
- (2) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)に基づく計画
- (3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)に規定する計画

新 (4) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に規定する計画

※ 益田市総合振興計画や関連する諸計画との整合性を図り、本市における男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進するための指針として示すもの

	男女共同 参画計画	女性活躍 推進計画	DV防止 計画	困難女性 支援計画
所管課	人権センター		子ども家庭支援課	

2 現状と課題

- : R6. 12月市民意識調査結果
- : R7 審議会への女性の参画状況調査

基本目標Ⅰ 男女の人権の尊重

- 分野別男女の地位の平等感について、「平等」と回答したのは、割合が多い順に「学校教育の場」62.5%、「職場」35.5%となっている。一方で、「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」「社会全体」において、「男性が優遇」「やや男性が優遇」と8割以上が回答しており、性別を問わず不平等感を感じている。
- 性別役割分担意識では、「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という考え方について、否定的な回答(「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」)をした人の割合は77.6%と、令和2年3月に実施した前回調査(以下「前回」という。)の66.3%よりも増加し、意識の変化が見られる。一方で、家庭内での役割分担について、主に女性がすると回答したのは、割合が多い順に「食事の支度」84.4%、「食事の片づけ」64.0%、「掃除」58.7%となっており、依然として固定的な役割分担意識が残っている。
- 「ジェンダー」に関する言葉の認知度は52.7%(前回30.6%)と、大きく増加しているが、「益田市男女共同参画計画」の認知度は、前回同様1割程度であることから、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発を継続して行う必要がある。

基本目標Ⅱ 安心・安全な暮らしの実現

- セクハラ被害、配偶者や交際相手からの身体的暴力、精神的暴力、性的暴力を受けたことがあると回答した女性は、いずれも前回調査より増加している。また、男性は、概ね1割程度の方がセクハラや暴力を受けたことがある(性的暴力はなし)と回答している。

- DV相談窓口を知っていると回答した人は、前回より若干増加したものの、男性 46.7%、女性 57.5%に留まっており、被害を深刻化させないために相談窓口の周知に引き続き努める必要がある。
- DV、デートDVについて、講習会等の受講の有無を尋ねたところ、8割以上が「そのような講習会を受けたことがない」と回答している。暴力や人権侵害を生み出さない、許さない取組を進める必要がある。

基本目標Ⅲ あらゆる分野における女性の活躍

- 市政策への女性意見反映度について、概ね半数が反映されていると回答している。さらに、もっと女性の意見を反映させるべきかの設問には、男女ともに7割以上が「そう思う」「ややそう思う」と回答している。
- R7 審議会への女性の参画状況調査において、女性登用率は32.1%、女性委員が不在なのは、52 審議会のうち4 審議会であり、いずれも数値目標（女性登用率40%、女性が委員として参加している審議会比率100%）を達成できていない。
- 理想のワーク・ライフ・バランスを実現できている人の割合は、男性69.7%（前回60.4%）、女性61.5%（前回57.8%）、男女ともに前回より増加している。
- 「仕事」「家庭」「趣味など自分自身のための活動」の理想のバランスを尋ねたところ、男性では「仕事」43.5%、女性では「家庭」35.7%、の回答が最も多く、男女に差があった。

基本目標Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた環境整備

- 優先的に取り組むべき課題として、回答の多い順に「高齢者や病人の施設や介護サービスの充実」、「子育て環境・サービスの充実」、「DV被害者の支援」となっており、前回同様、喫緊の課題に関心が高い。
- 前回調査と比較すると、男性は、「男女共同参画に関する学習機会の充実」「男女共同参画に関する意識啓発」「DV被害者の支援」に優先的に取り組むべきだと回答した割合が増えている。また、女性は、「高齢者や病人の施設や介護サービスの充実」に取り組むべきだと回答した割合が増えている。

(新) 困難な問題を抱える女性への支援に関する内容

- 女性はどんなことで困っていると思うかの設問では、回答の多い順に、「家計が苦しい」45.1%、「育児・介護両方のケアを担っている」40.9%、「不安定な就労状況にある」31.2%となっている。女性に対する同様の設問では、「家計が苦しい」30%、「育児・介護両方のケアを担っている」18.5%、「家族関係の不和に悩んでいる」14.1%となっている。
- 困った時に相談したことはあるかの設問では、3割程度が「いいえ」と回答し、相談しなかった理由を尋ねると、回答の多い順に「話しても無駄だと思った」39.1%、「誰に話したらよいか分からなかった」23.4%、「相談することを思いつかなかった」21.9%となっている。また、女性の相談窓口を知っているかの設問には、6割程度が「知らない」と回答している。
- 困難な問題を抱える女性に対する必要な施策として、回答の多い順に、「就業など自立に向けた支援」53.6%、「経済的な支援」49.6%、「支援制度や相談窓口、専門機関など自分に必要な情報を得ること」46.1%となっている。

3 策定にあたっての基本的な考え方

- (1) 現行計画をベースに策定する。
- (2) 新たに、困難な問題を抱える女性への支援に関する内容を盛り込む。
- (3) 様々な社会情勢や市民意識調査結果を踏まえた内容にする。
- (4) 市民に分かりやすく、進捗状況が把握しやすい計画にする。

4 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の概要

別紙1のとおり

5 計画の施策体系（案）

別紙2のとおり

6 今後のスケジュール

年	月日	内容
令和7年	5月29日（木）	①部会
	6月20日（金）	①男女共同参画計画推進委員会
	7月7日（月）	①男女共同参画審議会
	7月	②部会
	7月以降	計画案の作成
	11月	②男女共同参画計画推進委員会、②男女共同参画審議会 市議会への説明
	12月	パブリックコメント実施
令和8年	1月	最終調整、修正、確認
	2月	③男女共同参画計画推進委員会、③男女共同参画審議会 市議会への報告 市長決裁
	3月	計画書の印刷製本、配布